基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十五日を基準日と定め、同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年四月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月十日

東京都豊島区東池袋四丁目一四番二号

株式会社エムシープラス

代表取締役　竹内　真

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月一日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月十日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二四二一番地

有限会社カーパルコ熊本

代表取締役　古庄　正治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

北海道旭川市永山北三条六丁目二番二六号

株式会社コサイン

代表取締役　星　幸一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

東京都中央区京橋一丁目六番一二号

日東商事株式会社

代表取締役　清水　茂樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

東京都中央区日本橋箱崎町一番七号千歳ビル

株式会社日本コンタクトレンズ研究所

代表取締役　水谷　純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

東京都台東区台東四丁目二六番四号

東京共同貿易株式会社

代表取締役　金井　紀年

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

新潟市中央区東堀前通六番町一〇五八番地一

新潟駐車場株式会社

代表取締役社長　富山　修一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月十日

佐賀県佐賀市白山二丁目二番五号

株式会社北島

代表取締役　北島　道生

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年五月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年四月十日

大阪府高槻市城北町一丁目六番一九号カンプリ城北ビル三階　株式会社トップケア

代表取締役　粟辻　昌孝

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村英訓が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月十日

東京都目黒区東山三丁目七番三―三〇一号

Beatport Japan, LLC

日本における代表者　中村　英訓

限定承認公告

本籍秋田県湯沢市下関字上川端一七九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　嘉明

右被相続人は平成二十三年十月二十三日死亡し、その相続人は、平成二十六年三月二十六日秋田家庭裁判所横手支部において限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

宮城県仙台市宮城野区小鶴一丁目八番二一号小鶴ハイツ一〇二

相続財産管理人　髙橋　千恵

限定承認公告

本籍秋田県湯沢市下関字上川端一七九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋眞知子

右被相続人は平成二十五年十二月二十六日死亡し、その相続人は、平成二十六年三月二十六日秋田家庭裁判所横手支部において限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは、弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

宮城県仙台市宮城野区小鶴一丁目八番二一号小鶴ハイツ一〇二

相続財産管理人　髙橋　千恵

限定承認公告

本籍東京都文京区湯島一丁目三番地、最後の住所東京都調布市布田二丁目三五番地六調布スカイハウス四〇一

被相続人　亡　小柳　信

右被相続人は平成二十六年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十六年三月三十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

東京都八王子市明神町四―一―一二トリンバレー二〇一井上・石原法律事務所

相続財産管理人小柳成樹

代理人弁護士　石原　重仁

限定承認公告

本籍愛知県碧南市大浜上町三丁目一〇番地、最後の住所静岡県浜松市中区南浅田一丁目一番一二号レオパレスワイナーム二〇三号

被相続人　亡　都築　義治

右被相続人は平成二十六年一月一日死亡し、その相続人は平成二十六年三月二十四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十日

愛知県知立市弘法町弘法下一番地八グローリアス知立弘法通第二　一〇二号

相続財産管理人　都築　香澄

訂正公告

平成二十六年一月二十七日掲載の（甲）オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社、（乙）オムロン飯田株式会社に係る合併公告中、「（甲）オムロンオートモーティブエレクトロニクス」とあるは「（甲）オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年四月十日

扱店

正　誤

正	誤
平成十八年十月十一日公布環境省令第三十二号（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令）	平成十八年十月十一日公布環境省令第三十二号（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）
二ページ一段二二行目の次に次のように加える。（世界自然遺産専門官の職務）	二ページ一段二二行目の次に次のように加える。（世界自然遺産専門官の職務）平成十九年十月一日公布環境省令第二十七号（地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）
三ページ四段終りから六行目の次に次のように加える。（生態系保全専門官の職務）	三ページ四段終りから六行目の次に次のように加える。（生態系保全専門官の職務）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十日付第八一号六四ページ
日付参会第六号二四ページ

ージ●同日付政府調達第六六号三二ページ●二月十四

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二六四円（本体二五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）